

平成 26 年定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
提 出 資 料

○ 所管事項

I 電気事業について ..... 1

II 水道・工業用水道事業における

包括的な民間委託について ..... 5

平成 26 年 6 月 17 日

企 業 庁

## I 電気事業について

### 1 水力発電事業について

#### (1) 宮川第三発電所ほか4発電所の譲渡について

水力発電事業の譲渡については、中部電力㈱と平成23年8月に締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」及び平成24年9月に締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡対価の支払方法に関する確認書」に基づき、平成25年4月1日に1回目の譲渡として2発電所（青蓮寺及び比奈知発電所）を、平成26年4月1日に2回目の譲渡として3発電所（宮川第一、宮川第二及び蓮発電所）を中部電力㈱に譲渡しました。

残る5発電所（宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田及び長発電所）については、譲渡日を平成27年4月1日、譲渡対価を68.3億円とすることで中部電力㈱と合意しており、譲渡に向けた手続きを進めています。

	1回目	2回目	3回目
譲渡日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
発電所名	青蓮寺発電所 比奈知発電所	宮川第一発電所 宮川第二発電所 蓮発電所	宮川第三発電所 三瀬谷発電所 大和谷発電所 青田発電所 長発電所
分割した譲渡対価 (税抜き)	10.7億円	26.0億円	68.3億円

#### 3回目に譲渡する発電所の概要

発電所名	宮川第三発電所	三瀬谷発電所	大和谷発電所
所在地	多気郡大台町大杉	多気郡大台町菅合	多気郡大台町久豆
運転開始年月	昭和37年3月	昭和42年4月	昭和60年6月
最大使用水量	3m <sup>3</sup> /s	40m <sup>3</sup> /s	3m <sup>3</sup> /s
最大出力	12,000kW	11,400kW	6,400kW

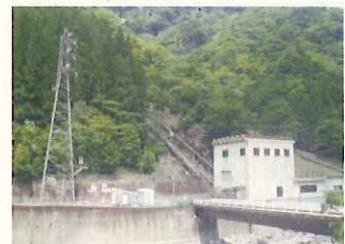
発電所名	青田発電所	長発電所
所在地	松阪市飯高町青田	多気郡大台町長ヶ
運転開始年月	平成7年10月	昭和29年1月
最大使用水量	1.5m <sup>3</sup> /s	6m <sup>3</sup> /s
最大出力	2,800kW	2,600kW



宮川第三発電所



三瀬谷発電所



大和谷発電所



青田発電所



長発電所

## (2) 譲渡に向けた課題

### ア 設備課題等

青田発電所の導水路復旧、宮川第三発電所の建屋クラック対策、宮川第三発電所圧力ケーブル取替等の設備課題への対応を進めていく必要があります。

また、設備点検手入れ基準等に基づく設備の点検を行い、補修が必要な箇所について修繕等を実施しているところです。

### イ 協定書及び許認可等の引継ぎ

漁業協同組合と締結した協定書及び河川法第34条に基づく水利権譲渡等の国や地方公共団体からの許認可等について、整理・調整のうえ、中部電力㈱に引き継ぐ必要があります。

### ウ 技術継承

譲渡後も安全・安心な事業運営が行えるよう発電所の運用、維持管理などの業務について、現場での実務を通じて技術継承を行っていく必要があります。

## (3) 今後の対応

最終となる3回目の譲渡に向けて設備課題への対応や協定書の引継ぎ等を着実に進めています。

### 【参考】3回目の譲渡までのスケジュール

- ・平成26年11月 水力発電事業を中部電力㈱へ譲渡することに伴う重要な資産の処分に係る予算議案の提出
- ・平成27年1~2月 5発電所に係る譲渡契約の締結
- ・平成27年2月 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」の提出
- ・平成27年4月1日 5発電所を中部電力㈱へ譲渡

## 2 R D F 焼却・発電事業について

### (1) 平成26年度の売電収入について

平成26年度の売電については、R D F 発電所の電力供給に係る入札を実施し、平成25年度と同じ丸紅㈱を電力供給先として契約しました。平均売電単価は、今回の契約により、平成25年度から1円／kWh程度上昇し、1.9円／kWh（税抜き）台を見込んでいます。

一方、供給電力量は、平成26年度は、4年に1回のタービン点検の実施に伴う長期の発電停止を予定しているため、平成25年度と比べて約800万kWh減少する見込みです。これにより、売電収入については、平成25年度と比べて、約1億3千万円（税抜き）程度の減収となる見込みです。

### (2) R D F 運営協議会からの松阪市脱退の協議について

平成26年度末でのR D F 運営協議会からの松阪市の脱退については、平成26年3月31日付けで香肌奥伊勢資源化広域連合（以下「香肌広域連合」という。）から三重県R D F 運営協議会あてに協議依頼文書が提出されたことを受けて、現在、R D F 運営協議会総務運営部会（以下「総務運営部会」という。）において協議を進めています。

#### ア 第1回総務運営部会

平成26年4月28日に開催し、次のことについて申し合わせを行いました。

- (ア) 地方自治法に基づく香肌広域連合の手続き等の期間を勘案し、松阪市が平成27年3月末をもって脱退できるスケジュールとするため、平成26年8月末までに、理事会で審議・決定し、総会へ報告をすること
- (イ) 脱退負担金の算定は、R D F 運営協議会の構成団体全体に影響する内容であることから、次回以降の総務運営部会は、すべての構成団体（13市町）の出席のもと開催すること

#### イ 第2回総務運営部会

平成26年5月23日に、すべての構成団体（13市町）の出席のもとに開催し、松阪市の脱退負担金について、「R D F 焼却・発電事業に係る確認書」（平成26年1月17日付け押印）に規定された算出方法に基づいて事務局が試算した額を提示して協議しました。

脱退負担金は、脱退の日から平成33年3月31日までの期間における「R D F 处理委託料」と「R D F が処理されないことによる売電収入の減少相当額」の合算額とする旨、「R D F 焼却・発電事業に係る確認書」第4条に規定されています。

総務運営部会では、松阪市の脱退負担金の試算額を提示して協議しましたが、松阪市から脱退負担金の算定について疑義等があったため合意には至らず、各団体、市町が持ち帰って検討し、意見等を集約したうえで、次回の総務運営部会で引き続き協議することとなりました。

（参考）「R D F 焼却・発電事業に係る確認書」第4条第5項（抜粋）

脱退に伴う負担金は、脱退の日から平成33年3月31日までの期間における各年度の処理委託料単価に各年度のR D F 処理委託量（脱退する日の属する年度の前年度以前3年間の処理委託量の平均値とする。）を乗じて得た額及びR D F が処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額とする。

### (3) 今後の対応

#### ア R D F 運営協議会からの松阪市脱退の協議について

第3回総務運営部会の開催は6月下旬を予定しており、事務局の試算した脱退負担金について各市町の意見を踏まえ、8月末の理事会、総会に向けて協議する予定です。

#### イ 平成27、28年度のR D F 焼却・発電事業について

平成14年度から平成28年度までの15年間については、企業庁を運営主体として事業を実施することとなっています。

現在、R D F 焼却・発電事業は水力発電事業の附帯事業として運営していますが、水力発電事業が平成27年4月1日の譲渡完了をもって事業廃止されることとなっています。

水力発電事業廃止後のR D F 焼却・発電事業については、現行の運営体制を維持し、安全、安定した事業運営を行うため、地方公営企業法の任意適用事業として位置付けて事業を行いたいと考えており、今後、具体的な手続き等について関係部局と協議を進めています。

#### ウ 平成29年度以降のR D F 焼却・発電事業について

R D F 焼却・発電事業については、平成23年4月5日のR D F 運営協議会総会決議において、平成29年度から平成32年度末まで「県」を事業主体として事業継続することとなっています。

事業主体である「県」の担当部局を「企業庁」とするのか「知事部局」とするのかについては、平成27、28年度のR D F 焼却・発電事業の運営方法を見極めつつ、関係部局と協議を進めています。

## II 水道・工業用水道事業における包括的な民間委託について

### 1 包括的な民間委託の導入について

三重県企業庁では、水道・工業用水道事業において、民間活力の積極的な導入により経営の効率化を図り、将来にわたって水を「安全・安定」供給するための一つの手法として、平成21年度から、個々に委託していた業務に浄水場等の管理業務も含めて一つに束ねた包括的な民間委託の導入を進めてきました。

実施にあたっては、まず工業用水道事業において導入し、水道用水供給事業については、工業用水道事業での委託状況の検証を踏まえたうえで、「安全・安定」供給が確実に達成できることを導入の前提条件として検討を行ってきました。

### 2 工業用水道事業について

#### (1) 経緯

平成21年度から、運転監視、浄水場の施設管理及び除草等を業務範囲とする委託期間3カ年の包括的な民間委託を導入しました。

また、2回目となる平成24年度からの契約では、包括する委託業務の見直しを行い、除草業務などを除外し、浄水処理に関連のある電気・計装設備点検業務を新たに加えた委託範囲としました。

#### (2) 検証結果

ア 包括的な民間委託を導入したことにより、浄水場に当庁職員を配置せず、受託事業者の職員で浄水場の施設を管理していますが、給水支障となるトラブルは発生しておりません、安全、安定性は確保されています。

イ 2回目の委託時に、包括する委託業務を運転監視、浄水場の施設管理及び電気・計装設備点検等に見直したことにより、作業等の連絡系統が一本化され連携が円滑となり、業務の効率化に繋がっていると思われます。

ウ 個々に委託してきた業務を一つに束ね一括して発注することで、スケールメリットによるコスト縮減が図られています。

エ これまでの契約発注の結果から、競争性が十分に發揮されているとは言い難い状況です。

#### (3) 今後の方向

このような状況を踏まえ、工業用水道事業については、引き続き導入の効果を確認しながら包括的な民間委託を継続することとします。

### 包括的な委託業務の契約内容

		第1回	第2回
委託期間		H21.4.1～H24.3.31	H24.4.1～H27.3.31
契約額(税込み)		677,565,000円	803,565,000円
契約額 内訳	工水	506,491,650円	556,044,300円
	※水道	171,073,350円	247,520,700円
落札者名		荏原エンジニアリングサービス(株)中部支店 (旧社名:荏原エンジニアリングサービス(株))	
入札参加者数		1者	1者

※ 工水・水道の運転監視を同一システムで行っているため、水道の運転監視業務等の費用が含まれています。

### 3 水道用水供給事業について

#### (1) 水道用水供給事業に求められるもの

水道用水供給事業においては、水道は人の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものとして、適正な管理運営を行うよう、水道法により、重い責務が水道用水供給事業者に課されています。また、水道水の安全、安定性の確保の基本となる水質についても、厳格に基準が定められ、その遵守が求められています。

#### (2) 包括的な民間委託の導入への課題

工業用水道事業での包括的な民間委託の検証結果及び「(1) 水道用水供給事業に求められるもの」を踏まえ、水道用水供給事業での導入を検討した結果、次のような課題を抽出しました。

ア 水道用水供給事業者に課せられた責務である安全性を確保していくためには、水質事故等の緊急時に迅速な判断・対応が不可欠であり、浄水場への当庁職員の配置が必要です。なお、都道府県営の事業体の包括的な民間委託の実施状況を調査したところ、ほとんどの事業体は導入しておらず、導入している事業体においても浄水場に職員を配置していました。

イ 本県の水道用水供給事業は、工業用水道事業のように、複数の水源、貯水池、管路を有していないことから、事故の発生が直ちに供給停止に繋がってしまいます。

ウ 工業用水道事業でのこれまでの契約発注における状況から、競争性が発揮されているとは必ずしも言い難いため、水道用水供給事業で包括的な民間委託を導入しても、競争性が発揮されない恐れがあります。

以上のことから、水道用水の供給における安全、安定性を確保していくために浄水場に引き続き当庁職員を配置することが不可欠であり、委託費用以外に職員の配置に係る費用が発生します。また、受託事業者の競争性が十分発揮されていない現状では、コスト縮減が望めません。

#### (3) 今後の方向

水道用水の供給における安全、安定性を確保し、当庁が事業者としての責任を果たすことを前提に、コスト等も含め総合的に検討した結果、水道用水供給事業については、包括的な民間委託は導入せず、従来どおり運転監視等の業務を個別に民間委託し、直接事業を管理運営していくこととします。